

苫小牧市男女平等参画情報誌

# ふりむ

2007・3月  
Vol.10



## 目次

【特集】「苫小牧市男女平等参画推進条例」を施行します ……	2・3
女性のエンパワーメント講座 ……	4・5
テーマ「ディベートの基本を学ぼう」	
SDI札幌ディベート研究所 代表 岡山 洋一さん	
女性センターおすすめ 本＆ビデオ ……	4
お知らせ 改正男女雇用機会均等法のポイント ……	5
子育てサポートセンターが開設されました ……	6
【データ】 司法分野における女性割合の推移 ……	7
【用語解説 10】 ワーク・ライフ・バランス ……	7
女性に対する暴力をなくそう！ ……	7
女性センター情報コーナー ……	8

## 「苫小牧市男女平等参画推進条例」を施行します

苫小牧市では、男女平等参画社会の実現を目指した条例の制定のため、平成16年12月条例検討懇話会を設置し、条例に盛り込むべき事項について検討を重ね、平成17年9月に提言書が答申されました。その答申を踏まえ作成した原案について平成18年10月に市民の皆さんから意見を聴くパブリックコメントを実施し、最終案を平成18年12月議会に提案し可決され、12月21日公布、平成19年4月1日施行することになりました。

この条例の概要を紹介します。

### 条例の名称

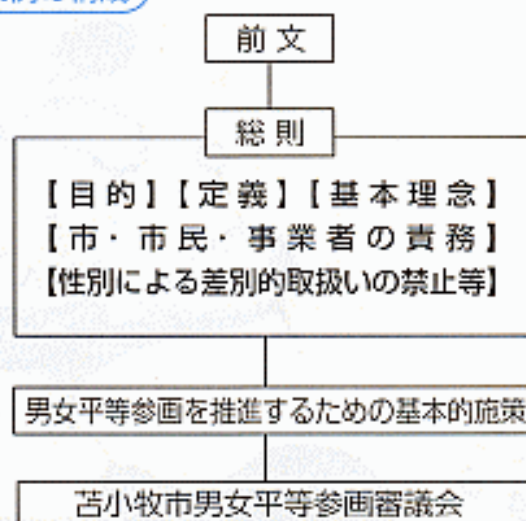
#### 「苫小牧市男女平等参画推進条例」

これまで苫小牧市では国の男女共同参画社会基本法にない「男女共同参画」という言葉を用いてきましたが、男女平等を前提として共に参画する社会が、前提であるべき男女平等の実現にはまだ至っていない状態です。そのため、条例の名称は、男女平等を強調し、男女が平等に共に参画できる社会を実現するために、「苫小牧市男女平等参画推進条例」としました。

### 目的

男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、市の施策の基本事項を定めることにより、男女平等参画に関する施策を総合的・計画的に推進し、男女平等参画社会の実現を図ります。

### 条例の構成



## 男女平等参画を推進するための6つの基本理念

市、市民、事業者が男女平等参画を推進する上で基本となる考え方を定めています。

### ■ 男女の人権の尊重

- ・ 男女の個人としての尊厳が重んじられること。
- ・ 性別による差別的取扱い又は性別に起因すると認められる暴力的行為を受けないこと。
- ・ 男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- ・ その他の男女の人権が尊重されること。

### ■ 政策等の立案及び決定への平等参画

男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。

### ■ 性と生殖に関する健康への配慮

男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意志が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康が生産にわたり配慮されること。

### ■ 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

### ■ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家庭を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できること。

### ■ 国際社会における取組への配慮

国際社会における男女平等参画に関する取組を踏まえながら行うこと。

## 市・市民・事業者の責務

市、市民、事業者に次のとおり責務を定めています。

### ■市の責務

- ・ 男女平等参画に関する施策を策定し、実施します。
- ・ 市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携を図ります。

### ■市民の責務

職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女平等参画の推進に努め、市が実施する施策に協力するよう努めなければなりません。

### ■事業者の責務

- ・ 事業活動において男女平等参画の推進に積極的に取り組み、その事業に従事する男女が職場における活動と家庭生活における活動等とを両立できるような職場環境の整備に努めなければなりません。
- ・ 市が実施する施策に協力するよう努めなければなりません。

## 性別による差別的取扱いの禁止等

社会のあらゆる分野において次の行為を禁止することを定めています。

### ■性別による差別的取扱い

### ■ドメスティック・バイオレンス<sup>※1</sup>

### ■セクシュアル・ハラスメント<sup>※2</sup>

### ■その他性別に起因する暴力的行為

- ※1 ドメスティック・バイオレンスとは配偶者（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に規定する配偶者で事実婚関係にある者や元配偶者を含む）から受ける身体的・精神的暴力をいいます
- ※2 セクシュアル・ハラスメントとは性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいいます

情報を公衆に表示するに当たっては、性別による差別的取扱いや暴力的行為を助長し、又は連想させる表現など行わないよう努めなければなりません。

## 男女平等参画を推進するための基本的施策

市が男女平等参画を推進するために、次のとおり基本的な施策等を定めています。

### ■基本計画

### ■施策の策定等に当たっての配慮

### ■市民等の理解を深めるための措置

### ■教育及び学習の振興

### ■市民等に対する支援

### ■審議会等における男女平等参画の推進

### ■調査研究

### ■推進体制の整備

### ■財政上の措置

### ■実施状況の公表

### ■苦情等の申出

## 苫小牧市男女平等参画審議会

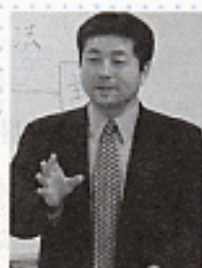
男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議するために苫小牧市男女平等参画審議会を置きます。

## 女性のエンパワーメント講座

## テーマ 「ディベートの基本を学ぼう」

[開催日] 19年1月30日、2月6日、13日 [講師] SDI札幌ディベート研究所 代表 岡山 洋一さん

仕事や地域活動などで活躍できるように、自分の意見を論理的に述べ、相手の意見を聴く力をつけるため、ディベートの技法を学びました。



## ディベートって何？

試合をして議論する力を高めていく技法です

1. ひとつの論題をめぐって行われる  
この講座では、「日本は全ての男性の正規労働者に育児休業取得を義務付けるべきである」を論題として進められました。
2. 肯定側と否定側の役割を任意に決めて行われる  
論題を肯定する(Yes)→肯定側  
論題を否定する(No)→否定側
3. 一定のルールに従って行われる  
進行形式、時間、役割、マナー、議論の方法、判定方法などルールがあります。
4. 審判によって判定が下される  
審判が「勝ち」「負け」を決めます。引き分けはありません。

## あなたは雨女(男)ですか？

- あなたは雨女(男)と言われたことがありますか？
- それはなぜですか？  
先日の旅行のとき雨が降った  
先日のコンサートのとき雨が降った  
先日キャンプのときも雨が降った  
→→→だからあなたは、雨女(男)??

	雨	晴れ
あなたがいるとき	○	※反証
あなたがいないとき	※反証	○

雨女(男)を証明するためには、上の表の中の※の事例があつてはいけません。これを反証といいます。人は往々にして反証を考えずに、自分の考えに合っている情報を求めたり、聞いたり、納得する傾向にあります。自分の考えに合っていない情報は避ける、聞かない、聞いても無意識に排除してしまいます。これを「確認バイアス」といいます。

## ディベートで鍛えられる能力って？



## ● 図 書 ●

## 男性保育士物語

みんなで子育てを楽しめる社会をめざして

小嶋 恭弘 著 / ミネルヴァ書房

子育てって女性向？いえいえそうではありません。実は男性のほうが向いている部分もあるのです。本書は「男性のくせに」「気持ちわるーい」などの声にもめげず職業として子育てに果敢に挑戦した一人の保育士の日常をいさいさと紹介します。

## 女性センターおすすめ

## 本&amp;ビデオ



## ● ビデオ ●

## デートDV

～相手を尊重する関係をつくる～

企画 / アウェア (30分 VHS)

DVは大人たちだけの問題ではありません。若者達の間でも広くおきています。このビデオはデートDVを未然防止する教育ビデオです。普通だと思っていることが実はデートDVにつながるなど、自分自身の潜在的な意識や価値観に目を向けるきっかけを提供しています。

## 体験!発信!チャレンジ・ストーリー

～まちづくりにかける元気な女性たち～

企画 / 内閣府男女共同参画局 (87分 DVD)(ダイジェスト版 39分 VHS)

内閣府男女共同参画局では女性が中心となっている地域づくりを応援しています。地方公共団体の協力を得ながらアドバイザーの派遣などによって、まちづくりにかける女性たちの「夢の実現」をサポートしたビデオです。何かしたいと思っている女性たち必見です。

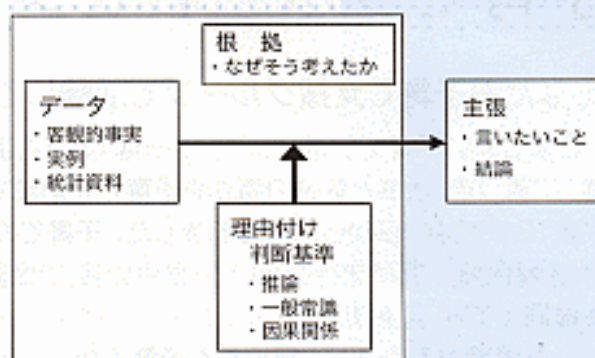
女性センターでは  
図書の貸出しをしています。

- 貸出時間：月～金曜日の9時～17時  
(祝日、年末年始除く)
- 図書貸出：何冊でも2週間
- ビデオ貸出：2巻まで1週間





## ロジック(論理)の基本構造~どうやったら論理的?



同じデータでも理由付けが遅えば主張も変わります。

【主張】「データ」【理由付け】

この三つが揃って「論理的」と言えます。

## だからディベートです!!

確認バイアスで相手の意見を潜在的に、無意識に排除してしまう・・・ならば、相手の立場になって考えてみましょう。自分の考えの反対の人になって議論すると初めて相手の意見がわかってきます。そして、自分の考えも検証できるのです。

## ディベートの流れ

ディベートには決まった形式(フォーマット)があります。

- ・ひとつの論題に対し肯定側・否定側を任意に決めて、それぞれに立論(自分の意見を述べる)、質疑(質問する)、反駁(相手に反論する)を行います。
- ・試合は肯定側立論から始まり、質疑、否定側立論、質疑と続きます。反駁は否定側から行います。
- ・試合が終わったあとと審判による講評と判定があり、勝敗が決まります。

## おわりに・・・

- ・ディベートは相手をやり込めるものだと誤解されますが、人の話をよく聴けるようになります。メモをとれるようになって頭が働くようになります。
- ・主張を述べるときには理由がある。理由をもって主張を述べてください・・・議論するときには、相手の主張・根拠に対して反論、議論してください。議論と人格は別です。議論するときは、絶対に人格を攻撃してはなりません。議論の根本ルールです。

「私はあなたの意見には反対だが、  
あなたはそれを言う自由は命をかけて守る」

(フランスの思想家ヴォルテール)

## お知らせ

平成19年4月から男女雇用機会均等法が変わります  
☆改正男女雇用機会均等法のポイント

性別による差別禁止の範囲拡大	○男性に対する差別も禁止されます。 ○禁止される差別が追加・明確化されます。 ○間接差別が禁止されます。
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止	○妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とする解雇に加え、省令で定める理由による解雇その他不利益取扱いも禁止されます。 ○妊娠中・産後1年以内の解雇は「妊娠・出産・産前産後休業等による解雇でないこと」を事業主が証明しない限り無効となります。
セクシュアルハラスメント防止対策の強化	○男性に対するセクシュアルハラスメントも対象となります。 ○セクシュアルハラスメント対策が事業主の措置義務となりました。
企業名公表対象の拡大	○母性健康管理措置とセクシュアルハラスメント対策の措置が講じられず、是正指導にも応じない場合、企業名公表の対象になりました。
個別紛争解決援助	○母性健康管理措置とセクシュアルハラスメント対策の措置での紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになりました。
過料の創設	○厚生労働大臣(都道府県労働局長)が事業主に対し、男女均等取扱いなど均等法に関する事項について報告を求めたにもかかわらず、事業主が報告をしない、又は虚偽の報告をした場合は過料に処せられます。

※詳しくは、北海道労働局雇用均等室 011-709-2715まで

# 子育てサポートセンターが開設されました

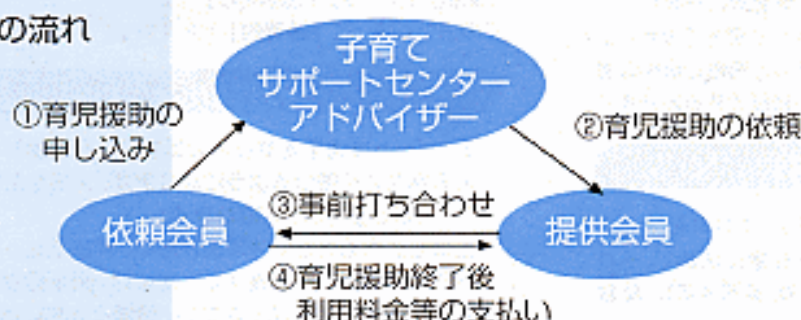
あなたも子育て支援グループで活動してみませんか！

とまこまい子育てサポートセンターは「とまこまい子ども未来計画」に基づき、仕事と育児の両立や子育てを地域で支援するため、平成18年10月1日から開設されました。子育ての援助を受けたい方(依頼会員)、援助を行いたい方(提供会員)で会員組織をつくり、会員同士で相互援助活動(ボランティア)を行うものです。会員相互の信頼関係をもとに、安心して子育てができる環境づくりをサポートします。



会員申し込みの様子

## ●支援の流れ



## 子育てサポートセンター 平成19年2月末の現状

会員数	合計 241名
●提供会員	72名
●依頼会員	159名
●両方会員	10名
2月の活動件数	107件
18年10月～19年2月までの活動総件数	664件

## 会員として登録できる人は次のような人です

### 提供会員

- (子育ての援助を行いたい方)
- 20歳以上で苫小牧市在住の方。
  - 乳幼児及び児童の保育に熱意をお持ちの方。
  - 社会参加をしてみたいと思っ  
ている方。
  - 資格、経験、性別は問いません。
  - 申込み後に20時間程度の講習を受けていただきます。

### 依頼会員

- (子育ての援助を受けたい方)
- 苫小牧市に在住の方、苫小牧市にお勤めの方。
  - 0歳から小学校6年までの乳幼児及び、児童をお持ちの方。

### 両方会員

- 提供会員並びに依頼会員として活動できる方
- 子どものいる同士お互いに預けたり預かったり協力し合える仲間がほしい方。



12月に行われた全会員交流会の様子

## こんな時に利用できます

- 保育施設等の開始前、終了後に子どもを預かること。
- 学校の放課後又は、学童保育終了後に子どもを預かること。
- 通院、冠婚葬祭、学校行事に参加するなど保護者の都合により一時的に子どもを預かること。
- 子どもの軽度の病気、保育施設等の休日その他の事由がある場合、臨時的に終日子どもを預かること。
- 保育施設への送迎など、その他子育て支援に必要と認める援助

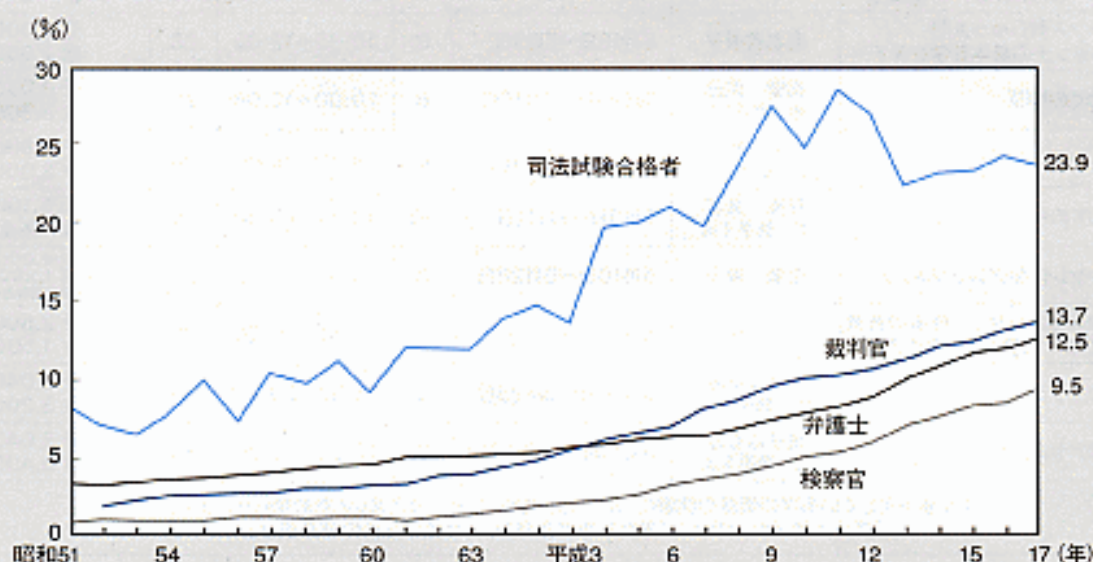
- ・ 援助活動時間は午前6時から午後10時まで
- ・ 入会金や年会費は無料
- ・ 利用料金は、子ども一人30分毎に300円  
二人目以降の子ども(兄弟)30分毎に100円
- ・ 交通費(援助を行うための外出費)実費

## ●お申し込み・お問い合わせ先

とまこまい子育てサポートセンター  
社会福祉法人 苫小牧市社会福祉協議会内  
苫小牧市若草町3丁目3番8号 苫小牧市民活動センター2階  
電話 (0144)84-7266

## 司法分野における女性割合の推移

男女共同参画白書平成18年度版(平成18年6月内閣府編集)によると、司法試験合格者に占める女性割合は、年によって増減がありますが、裁判官、検察官、弁護士に占める女性割合は、着実に増加しています。



- (備考) 1. 弁護士については、日本弁護士連合会事務局資料より作成。  
 2. 裁判官については最高裁判所資料より作成。  
 3. 検察官、司法試験合格者については法務省資料より作成。  
 4. 司法試験合格者は各年度のデータ。

### 【用語解説 10】 ワーク・ライフ バランス

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と生活の調和のことで、仕事と、家庭生活、健康維持や自己研修などのバランスがとれた生き方ができるように、働き方の見直しを行うことです。取組みとしては、育児休業、労働時間短縮、フレックスタイム制、長期休業などの多様な時間制度を選択できる柔軟な就業環境を整えることがあげられます。ワーク・ライフ・バランスは女性のみならず男性にとっても、人生を豊かにすることになります。また、企業においても労働者の満足度が上がり、生産性、効率性の向上効果が期待でき優秀な人材の確保ということからもメリットがあるといえます。

## 女性に対する暴力をなくそう！

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクハラ、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり決して許されない行為です。

ひとりで悩まずに  
相談してください！

苦小牧市児童家庭課  
「児童虐待・女性に対する暴力(DV)」専用ダイヤル  
**(0144)32-7400**

平日の午前8時45分から午後5時15分まで  
※夜間・休日等の緊急連絡先は、市役所(0144)32-6111です。

女性に対する暴力根絶のための  
シンボルマーク



### 関係機関窓口

- 道立女性相談援助センター(配偶者暴力相談支援センター)..... 011-666-9955
- 担振支庁環境生活課(配偶者暴力相談支援センター)..... 0143-22-5286
- 苫小牧警察署..... 0144-35-0110
- ウィメンズ・サポート「結」(民間シェルター)..... 070-5600-8416

# 女性センター情報コーナー

## 女性センター講座 受講者募集!

今年は初めてフランス刺しゅうの講座を設けました。基礎を学んで持ち物にちょっとひと工夫しませんか・・・

曜日	講座名	講師	期間	回数	時間	定員	受講料・教材費(円)
月	やさしい英会話 (Have Fun English)	沖成 秀子	5月7日～7月9日	10	10:00～12:00	25	受 2,500 教 500
火	フランス刺しゅう入門 ～ステッチの基本を学びます～	蝦名美根子	5月15日～7月3日	8	10:00～12:00	20	受 2,000 教 2,000
	初めての陶芸	松橋 克己 他 助手1人	5月22日～7月10日	8	10:00～12:00	20	受 3,040 教 3,300
水	楽しいパンづくり	小野 雅美 他 助手1人	5月16日～7月4日	8	9:30～12:00	30	受 3,800 教 2,800
	初めてのゆかたづくり	対馬 文江 他 助手1人	5月9日～7月11日	10	13:30～15:30	15	受 5,100 教 各白
木	オシャレに花アレンジメント	百瀬 厚子	5月10日～6月28日	8	10:00～12:00	20	受 2,000 教材 1,200(別冊) (以降花代等あり)
	アンニョンハセヨ(韓国のお話 と文化) 対象:初心者の方	安下 フラン 重鏡	5月17日～7月19日	10	18:30～20:30	20	受 2,500 教 1,530
	男のキッチン	金子はるみ 他 助手1人	5月10日～6月28日	8	18:30～20:30	25	受 3,040 教 3,200
金	料理アラカルト	金子はるみ 他 助手1人	5月11日～6月29日	8	10:00～12:00	30	受 3,040 教 3,400

※今後予定している次の講座の詳細については、随時「広報とまこまい」でお知らせします。  
 「夏休み親子料理教室」「男女平等参画講座」「女性のための健康講座」

※詳しくは4月1日発行の生涯学習だよりをご覧ください。

### 編集後記

1月、2月これで冬は終わり?とっていると、3月になって寒い日が続きました。今年、気象の異変にさくらの開花時期も乱れるのでしょうか。安定した四季の移り変わりになってほしいものです。まもなく前期講座の申し込みもはじまります。体調を崩さず、講座やサークル活動などにご参加ください。



■発行日:平成19年3月 ■発行:苫小牧市

[企画・編集] 市民部女性政策課

北海道苫小牧市若草町3丁目3番9号  
ふれあい3・3(苫小牧市民活動センター)4階

TEL0144-32-3544 FAX 0144-37-2223 Eメール josei@city.tomakomai.hokkaido.jp

ホームページ <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>

## 女性センター利用案内

■所在地:苫小牧市若草町3丁目3番8号  
ふれあい3・3(苫小牧市民活動センター)内  
■TEL:32-3544

■開館時間 9:00～21:00 ■休日 年末年始(12/31～1/5)

■利用対象 市内に在住・勤務する15歳以上の女性、学習グループなど

■利用申込 利用日の3ヶ月前の月初日から受付  
(ただし、周知期間が必要な会等は6ヶ月前から)

■受付時間 月～金曜日の8:45～17:15  
(祝日・年末年始を除く)

使用料の区分	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～21時	1日 9時～21時
料理実習室	1,100円	1,200円	1,300円	3,050円
講習室A	900円	1,000円	1,100円	2,550円
※2区分1室使用の場合	450円	500円	550円	1,270円
講習室B、美術工芸室、文芸学習室	900円	1,000円	1,100円	2,550円
茶室、音楽室、陶芸室、研修室	800円	900円	1,000円	2,300円
和室、プレイルーム	400円	450円	500円	1,150円

※上記のほか、設備・備品使用料及び必要図書料がかかります。  
入場料を徴収する場合は上記料金の2倍。



図書資料室は  
どなたでも  
自由にご利用ください  
<月～金曜日>  
9:00～17:00  
(祝日・年末年始除く)